

■通関士試験問題解説集（平成29年度版）

下記の通り訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)	備考
問題編 P.169 第10問 解答編 P.127 第10問	通関業の許可を受けようとする者は、……また、当該許可申請書には、 通関業務を行おうとする(一)を記載するとともに 、その通関業務に係る取扱貨物が一定の(ホ)のもののみに限られる場合には当該貨物の(ホ)を記載しなければならない。 <u>※通関業法の改正により、同法第4条第1項第4号に規定されていた「通関業務を行おうとする地域」が削除され、本年10月8日からは通関業の許可申請書に記載する必要がなくなりました。</u>	通関業の許可を受けようとする者は、……また、当該許可申請書には、 <u>通関業務を行おうとする(二)を記載するとともに</u> 、その通関業務に係る取扱貨物が一定の(ホ)のもののみに限られる場合には当該貨物の(ホ)を記載しなければならない。	削除 追加
問題編 P.185 第42問1 第43問1 解答編 P.131、132 第42問、第43問	第42問 1 財務大臣は、通関業者の(イ)につき、……その通関業者に対し、 (ハ)を 、1年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。 第43問 1 財務大臣は、通関業者の役員その他通関業務に従事する者につき、……その通関業者に対し、 (ハ)し 、1年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。 <u>※通関業法の改正により、同法第34条第1項に規定されていた「戒告」が削除され、本年10月8日からは通関業者に対する戒告処分がなくなりました。</u>	第42問 1 財務大臣は、通関業者の(イ)につき、……その通関業者に対し、 <u>(ハ)し</u> 、1年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。 第43問 1 財務大臣は、通関業者の役員その他通関業務に従事する者につき、……その通関業者に対し、 <u>(ハ)し</u> 、1年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。	削除 削除 追加
問題編 P.218 [16] 通関業法第31条(確認)【欠格事由等該否確認】 <7>、<9>	設問を削除 設問を削除	<7> 通関業法第35条……財務大臣の確認を受けることができる。(10) <9> 通関士に対する懲戒処分……財務大臣の確認を受けることができない。(08)	
問題編 P.279 [21] 関税法第13条の4(端数処理) <3>	<3> 端数計算前の課税標準数量：7,854.625kg、 端数計算後の課税標準数量：7,8 <u>54</u> .6kg、 関税率：4.5円/kg (14)	<3> 端数計算前の課税標準数量：7,854.625kg、 端数計算後の課税標準数量：7,8 <u>64</u> .6kg、 関税率：4.5円/kg (14)	変更
解答編 P.18 第14問3	《同法第69条の11第2項、 第69条の12第4項 》	《同法第69条の11第2項、 <u>第69条の12第4項</u> 》	削除
解答編 P.187 [21] 関税法第13条の4(端数処理) <3>	(2)イに該当し、課税標準数量は7,864kgとなる(7,8 <u>54</u> .6kgではない。)	(2)イに該当し、課税標準数量は7,864kgとなる(7,8 <u>64</u> .6kgではない。)	変更
解答編 P.152 [16] 通関業法第31条(確認)【確認手続】 <2>	<2>=× 通関業者が、他の通関業者の通関業務に従事する通関士について確認を受ける場合、当該確認に係る届出の際に併任について異議がない旨の当該他の通関業者の <u>承諾書を提示しなければならないではなく、届出書に添付することとなっている。</u>	<2>=× 通関業者が、他の通関業者の通関業務に従事する通関士について確認を受ける場合、当該確認に係る届出の際に併任について異議がない旨の当該他の通関業者の <u>承諾書の提示を求められることはない。</u>	変更

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)	備考
解答編 P.161 第21問 (徴収権の消滅時効)	<p>■正解=イ-③ <u>5年間</u> (注)</p> <p>■参照条文</p> <p>1 関税法第14条の2第1項 (徴収権の消滅時効)</p> <p>(注) 徴収権の消滅時効は、平成23年12月2日に平成23年度関税改正が施行され、原則として「5年」となった。</p>	<p>■正解=イ-③ <u>3年間</u> (注)</p> <p>■参照条文</p> <p>1 関税法第14条の2第1項 (徴収権の消滅時効)</p> <p>(注) 徴収権の消滅時効は、平成23年12月2日に平成23年度関税改正が施行され、原則として「5年」となった。</p>	変更
解答編 P.162 第29問 (輸入通関)	<p>■参照条文</p> <p>1 関税法第67条の2第2項第1号(輸入申告の手続)、同法施行令第59条の4 <u>第1項及び第2項</u> (輸入申告の手続の特例)</p> <p><u>※なお、当該条文の規定は、改正が施行されると(本年10月8日以降)関税法第67条の2第2項、同法施行令第59条の5第1項及び第2項となります。</u></p>	<p>■参照条文</p> <p>1 関税法第67条の2第2項第1号(輸入申告の手続)、同法施行令第59条の4 <u>第1項第1号</u> (輸入申告の手続の特例)</p>	変更 追加
解答編 P.164 第9問 (保税地域への搬入期間延長の承認申請手続)	<p>ハ-⑬ 輸入地</p> <p><u>※輸出入申告官署の自由化及び通関業法改正に係る規定の施行日(本年10月8日)以降、「ハ」の違約品の保税地域への搬入期間の延長の承認申請先は、「当該貨物の輸入を許可した税関長」になる。</u></p>	ハ-⑬ 輸入地	追加
解答編 P.197 [32] 関税法第67条の2第2項 (外国貿易船等に積み込んだ状態で行う輸出申告(本船扱い、ふ中扱い)) <2>	《第67条の3第1項、基本通達67の <u>2-1</u> 》	《第67条の3第1項、基本通達67の <u>3-6-1</u> 》	変更
解答編 P.218 [43] 関税法第68条(輸入申告に際しての提出書類)【WTO原産地証明書(便益関税の適用を受けるための原産地証明書を含む。)】 <5>	《第68条、施行令第61条第1項第1号、第61条第1項第1号、 第2号イ 》	《第68条、施行令第61条第1項第1号、 <u>第2号イ</u> 》	変更
解答編 P227 [45] 関税法第69条の11(輸入してはならない貨物)～第69条の20、第69条の21(専門委員)【認定手続、没収・廃棄又は積戻し】 <4>	《同法第69条の11第2項、 第69条の12第4項 》	《同法第69条の11第2項、 <u>第69条の12第4項</u> 》	削除

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)	備考
解答編 P.274 [22] 関税定率法 第20条の2（軽 減税率適用貨物 の用途外使用の 制限等） <1>	<1>= <u>×</u> 第20条の2第1項、施行令第58条 第3項 <u>※平成29年度定率令改正で、対象貨物に農林 漁業用の重油が追加され、この追加貨物に ついては販売する名をもって申告するとい う規定が加えられたため、一概に「使用する 者の名をもって」とは言えなくなったため 正解は×になります。</u>	<1>= <u>○</u> 第20条の2第1項、施行令第58条 第3項	変更 追加